

平成19年度 市政懇談会意見・要望

本＝本庁(黒磯)、西＝西那須野支所、塩＝塩原支所

日付	会場	所属部	項目	意見・要望	担当課	懇談会での回答
7/12	いきいきふれあいセンター	企画部	広報誌の配布について	余分に広報誌を配布するのは廃棄物となり、無駄ではないのか。処分するのが大変である。	秘書課	広報誌は月2回の配布をお願いしており、皆さんにいろいろお知らせしたいこともあるのでご理解を頂きたい。また、部数等でごみになってしまうとのことですが、その辺については十分気をつけていくのでよろしく願いたい。
7/12	いきいきふれあいセンター	企画部	市政懇談会のありかたについて	先ほどから、環境問題・産廃問題についての意見がばかり出ている。時間が限られているので、別の機会に行ってほしい。確かに重要な問題ではあるが、市政懇談会は、もっと他に市の運営・発展のために行うものだと思う。	市長	市政懇談会は市民の皆さんの意見を伺いながら、市を發展させていくことを目的に行っている。産廃の問題はここに住む市民の皆さんが心配していることと思う。それぞれの問題を切り離して考えるものではなく、皆さんから出た意見は全て聞き取りますし、今後とも市民の皆さんの意見を聞きながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたい。
7/12	いきいきふれあいセンター	企画部	市政懇談会の周知方法について	今回の市政懇談会はどのような方法で周知を行ったのか。今日集まった方々が自治会長さんばかりで、どのように市民にお知らせしたのかとちょっと疑問に思っている。	秘書課	広報誌で日にちと場所を、市民を対象に周知をしている。先月の広報誌と今月の広報誌で周知を行い、公民館にもチラシを配布してお知らせしている。
7/12	いきいきふれあいセンター	企画部	少子化問題について	市は少子化問題についてどのように考え、どんな対策を考えているのか。今後、様々なところに影響がでてくると思われるが、専門に担当する部署はあるのか。	企画情報課	少子化問題を専門に扱う部署は特にない。なかなか結婚しない・結婚しても子供をつくらないなど、個々人の判断なので、行政が介入するのはむずかしい問題である。子育て支援の環境を整備していくことが行政の行うべきことと考えている。社会問題としての認識はしているので、できることから取り組んでいきたい。
7/12	いきいきふれあいセンター	教育部	子どもたちへの交通指導について	子どもたちへの道路の歩き方についての指導がされていないのではないのか。まずは学校で道路交通法を守らせることを指導すべきだと思う。大人がルールを守っていないので、安全のためにも子どものころから規則を守ることを指導してほしい。	学校教育課	要望として承る。

平成19年度 市政懇談会意見・要望

本＝本庁(黒磯)、西＝西那須野支所、塩＝塩原支所

日付	会場	所属部	項目	意見・要望	担当課	懇談会での回答
7/12	いきいきふれあいセンター	教育部	市民プール・河畔公園の活用について	①那珂川河畔公園の市民プールはかなり老朽化しているが、このまま利用していくのか。 ②最近、市民が那須町のプールに行っていると聞いている。以前、他にないプールを作りたいと要望したが、人が集まらなければ市は発展しないので、プールや周辺の道路・公園をもっと整備して欲しい。(要望)	スポーツ振興課	①河畔公園のプールにつきましては、ご指摘のとおりかなり老朽化しているが、市民にとって必要なものと思っている。振興計画の中で計画をたて、いつできるかは別にして、改築していきたいと考えている。 ②要望として承る。
7/12	いきいきふれあいセンター	建設部	河畔公園内の路上駐車について	道路に車を止めないようこの看板があるにもかかわらず、河畔公園の道路の両側に路上駐車されている。もしどうしてもだめなら、市としてきちんと守らせるよう取り締まりを行ってほしい。	本都市計画課	要望として承る。
7/12	いきいきふれあいセンター	市民福祉部	国民健康保険税について	予算をみると国民健康保険税が昨年比14.8%と大きな伸びをしている、新聞報道によると全国的にも非常に負担が大きいのではないのか。子どもの医療費をただにすることや未納者が増えることで保険税が高くなるようなことはないのか。	本保健課	国民健康保険について新聞で発表があり、単純に一人当たりの額で他の市町村と比較すると高いように思われるが、保険税をきめるにあたって、所得割・資産割・均等割り・平等割りによって算定している。人口規模や家族構成・資産の割合・低所得者の比率などにより算定していますので、一概に新聞報道のようにはならないと、ご理解いただきたい。また、こども医療費によって国保税が高くなることはなく、国保収納率が上がれば、今現在より国保税が下がる可能性はあるが、数字的に極端に変るものとは考えていない。
7/12	いきいきふれあいセンター	生活環境部	飼い犬の問題について	市内で、どのくらい犬が登録されているのか。全国年間40万頭が処分され、今度の法律改正で半分ぐらいに減らそうと、県動物愛護センターでも来年度の計画をたてているそうですが、那須塩原市としてでも何か計画はたてているのか。また、市がペット愛好者の集まる場所を提供して、マナーや飼い方を方指導啓発しているところもあるそうだが、那須塩原市の対応は。	本環境課	市独自で目標値をだして計画を立てていく予定はない。県と連携して、避妊を行うなどの広報啓発を行っているのが現状。集まる場所を作れば、すべての人が集まるものとは考えられませんので、集団接種の時にパンフレットを配ったり、情報交換を行っていききたい。犬の登録数については、旧黒磯3,676頭、西那須野2,725、塩原727頭。
7/12	いきいきふれあいセンター	生活環境部	河畔公園の犬のフンの問題について	河畔公園に車で来て、犬を放し飼いにして人たちがいるため、公園内の犬のフンがあちこちにあつて、安心して公園を利用できない、ぜひ条例を設置して取り締まってほしい。	本環境課	要望として承る。

日付	会場	所属部	項目	意見・要望	担当課	懇談会での回答
7/12	いきいきふれあいセンター	生活環境部	産廃処分場問題について	<p>①市内に産廃施設が150箇所あり、すでに埋め立てられたものが99箇所あるという報道にびっくりしている。新聞報道によると市の対応は、市民の反対運動を側面から支援するといった、及び腰であると聞いてい。環境を守るためには、そういった対応の仕方ではまずいのではないのか。</p> <p>②白石市では住民投票によって施設を作ることの阻止できたと聞いている。全国規模で同じ問題を抱えている自治体が連携をしてしかるべき措置をとっていただきたい。</p> <p>③安定五品目となっているが、再利用できるものは再利用すべきなのではないのか。これから行政はどのように取り組んでいくつもりなのかお聞きしたい。</p>	本環境課	<p>①市としてもこれ以上産廃施設はいらないと反対している。土地利用規制するための条例づくりや、地域住民と一体になって反対をしていく。法律上は県が認可・許可を行っているので、市の独自の手続きを行うには難しい状況であるが、市職員だけでなく、福島大学などの環境問題専門家5人と検討チームをつくって、何とか阻止したいと進めていく。市民がこぞって反対するという姿勢を県・国に発信することが条例や法律を改正させる力になると思われますので、そういう動きに加わっていただきたい。現状としては、県内に16箇所最終処分場があり、うち那須地域に14個、市内に8個の処分場があるのが現状ですので、人と自然がふれあうまちづくりをめざしていますから、そういった考えで行っていきたい。また、赤田地区・戸田地区にも大きな産廃施設ができるということで、地域住民の皆さんが反対運動をおこしており、自治会長会が反対署名運動を行いたいとのことですので、その際にご協力いただきたい。</p> <p>②全国規模の自治体の連携とのことですが、水俣などの全国大会に参加して、反対を訴えていきたい。白石市については、住民投票で阻止できたわけではなく、内容を審査した結果、農業振興の地域にできるということで、不許可になったものであるが、住民の反対の気持ちがそういったところに結びついたものと思われるので、那須塩原市民もご協力をお願いしたい。</p> <p>③廃棄物はリサイクルが原則ですが、リサイクルできないものを埋め立てることになっている。埋め立てていいのは安定五品目ですが、それ以外のものも含まれる可能性があるため、これ以上埋め立てはやめてほしいと主張していく。</p>
7/12	いきいきふれあいセンター	生活環境部	産廃処分場問題について	<p>青木の処分場は、産業廃棄物最終処分場であることが問題で、最終的にどうしようもないものを捨てるところで、鉛やプラスチックなどの有害物質が含まれて、地下水が汚染される心配がある。反対運動は青木の住民が中心となって行なっているだけで、市は反対する姿勢をあらわしていない。垂れ幕を設置や署名活動をするなど、反対の姿勢をもっと示すべきではないのか。環境アセスメントの調査がどこまで進んでいるのか、きちんと把握してほしい。</p>	本環境課	<p>産廃施設は市としても、何もしていないわけではなく、産廃はもういらないとして、市長を先頭に知事へ反対の文書も提出しており、活動も青木地区の皆さんと一緒にしている。もし足りないなれば、日ごろの仕事でお示していきたい。</p>

日付	会場	所属部	項目	意見・要望	担当課	懇談会での回答
7/12	いきいきふれあいセンター	生活環境部	産廃問題について	<p>①産廃問題について、現在どのような状況なのか、具体的状況をお聞かせいただきたい。</p> <p>②安定五品目には、捨てたものにどれくらい含まれていても、容認されるものなのか聞かせてほしい。</p> <p>③これからあちこちに産廃ができてしまうと、われわれの子孫は安心して土地利用ができなくなってしまう。現在の産廃施設は埋め立ててしまえば、100年200年後にはわからなくなってしまうので、登記簿上 埋設地という地目を設置すべきと考えまる。国などに働きかけ、不動産登記法の改正を行っていただきたい。(要望)</p>	本環境課	<p>①青木のような大きな施設についてのみ、環境アセスメントの手続きにかかってくる。青木の産廃施設については、事前協議書を提出し、現在環境影響の調査にはいっています。10ヘクタールを超えなければ、環境アセスメントの手続きは必要なくなる。県の指導要綱に基づき、事業計画書・事前協議書が提出されており、現在業者から変更計画書は提出されておりませんので、環境アセスメントに関する調査中の段階。</p> <p>②安定5品目については、原則認められないが、熱灼減量が5パーセント程度まで認められていますので、まったく0ということではない。</p> <p>③不動産登記の内容については何かの機会に上位機関にお伝えをしたいと思います。</p>
7/12	いきいきふれあいセンター	生活環境部	産廃問題について	<p>産廃を設置できないように、法的強制力がないことが、非常に問題である。最終的には法令を変えなければ、どうしようもないので、国や県に働きかけるなど、市は今できることをきちんとやっていただきたい。</p>	本環境課	<p>県の指導要綱では地元の同意・環境保全協定がなければ、受付できないことになっているので、今のところそれが歯止めにはなっていると思う。市としても、県に強く働きかけを行い、勉強をしながら国にも法律改正を訴えていきたい。</p>